

犯罪、交通事故等に係るドライブレコーダーの映像提供に関する協定書

一宮市（以下「甲」という。）及び一宮警察署（以下「乙」という。）は、犯罪、交通事故等に係るドライブレコーダーの映像提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、犯罪、交通事故等の抑止及び犯罪、交通事故等が発生した場合に、甲、乙相互が協力し早期解決を図ることにより、安心して暮らせる安全なまちづくりの実現を目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、犯罪、交通事故等が発生し、乙から次に掲げる事項について情報提供の依頼があった場合は、甲の公用車に設置されたドライブレコーダーの映像提供に協力するものとする。

- （1）犯罪及び交通事故に関すること。
- （2）前号に掲げるものの他、公共の安全と秩序の維持に関すること。

（方法）

第3条 乙は、犯罪、交通事故等を認知した場合、必要に応じて当該犯罪、交通事故等の解決に向けた情報提供を甲に求めることができるものとする。

2 甲は、映像提供の依頼に対しては、積極的に協力するものとする。

（秘密の保持）

第4条 本協定の運用に際しては、知り得た個人情報等をみだりに漏洩してはならない。

2 映像記録は、一宮市個人情報保護条例（平成12年一宮市条例第3号）その他の法令等を遵守の上、取り扱うものとする。

（期間）

第5条 この協定書の有効期間は、無期限とする。

ただし、甲、乙いずれかから、この協定を変更し、又は破棄しようとするときは3か月前までに相手方に申し出るものとする。

(補則)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議して別に定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙 署名 のうえ、各自1通を保有する。

平成30年2月22日

甲 一宮市本町二丁目5番6号

一宮市長

乙 一宮市本町一丁目6番20号

愛知県一宮警察署長